２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	前条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値
二　（略）	（略）	前条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定された割合
三　（略）	（略）	前条第六項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第六項の規定により算定された割合

第十一条　（略）

２　（略）

３　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	前条第五項の規定により算定された値
二　（略）	（略）	前条第四項第四号の規定により算定された割合
三　（略）	（略）	前条第六項の規定により算定された割合

第十一条　（略）

２　（略）

３　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合